

太宰府市まちづくり市民会議幹事会

平成24年5月16日(水) 19:00~
於 市役所4階403会議室

1. 開会

2. 第5回まちづくり市民会議について

3. 今後のスケジュールについて

4. その他

『自治基本条例(仮称)』制定のための市民講演会 (平成 23 年 11 月 26 日)

自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

～市民主体の自治システム構築のために～

九州大学大学院法学研究院 嶋田暁文 准教授

はじめに

市民は行政に様々な不満を持っています。例えば「職員が杓子定規な対応をするので、不快だ」「役所に相談したら、窓口でたらいまわしにあった」「私の提案を取り上げてもらえなかった」。しかし、このような問題をその場限りに解決しても、また同じような問題が発生します。なぜなら、これらの問題は、市民-行政間および市民間の関係性の「構造」に起因しているからです。ですから、構造改革をしなくては解決できない問題なのです。そこで、必要とされているのが自治基本条例による「自治のルール」づくりです。

1 自治基本条例とは何か

自治基本条例とは市民と行政の関係性のあり方を見直し、また、市民同士の関係性のあり方を見直すことによって「自治体のかたち」を構造変革する、新しい「自治のルール」です。自治基本条例では自治体運営の基本的なルール、市民の権利、まちづくりの方向性などが規定されます。

特に「権利」の実現可能性を高めるためには、「権利」の内容を具現化する個別条例を別個に制定する必要があります。

2 自治基本条例が必要とされる理由

自治基本条例が必要とされる理由は、地方分権改革の推進により地方自治体に自己決定のためのルールが必要になったこと、自治体間競争が始まり「まちの個性」を磨く必要が出てきたこと、少子高齢化によって財政が逼迫しているので資源配分の考え方が必要になってきたこと、地域の公共課題が増大しているが行政には限界があるので住民が問題解決に取り組む必要性が出てきたこと、それによって協働が必要になり行政と住民の役割分担をルール化する必要が出てきたことによるものです。

3 市民主体の自治システム

自治基本条例を地域自治に活かしていくために、基本条例に規定された個別条例・規則・要綱などを制定します。また既存の条例をチェックし、必要があれば改正します。そして情報公開、参加、協働など現行業務をチェックし、自治基本条例に規定されたように改善する必要があります。

また、上記のような仕組みを設けるだけでなく、主人公としての市民が自治基本条例を主体的に生かしていけるかが重要な課題です。日常的に市民が自治基本条例を意識して使いこなしましょう。そして、策定委員会メンバーを核とする事後的なチェック委員会を発足させ、これらの執行状況を見直し規定に従ってチェックし、条例改正し、常に革新していく必要があります。

おわりに

「完ぺきな内容」よりも市民が「私たちの条例」だと認識できる条例を作ることが大切です。そのためには、多くの市民が関わって太宰府らしいオリジナリティのある条例を作らなくてはなりません。愛着のある自治基本条例を作るためにプロセスを大事にしましょう。